

八王子市男女平等基本条例案

2021.4.1 八王子手をつなぐ女性の会作成

「日本国憲法」には、個人の尊厳と法の下での平等が明記され、日本は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、「男女共同参画社会基本法」を制定して、国際社会との連動のもとに、年齢、性、国籍、障害の有無に関わりなく、個人の多様性を認め、人権を尊重する持続可能な地域社会の実現を目指してきた。

八王子は、古くから桑の都とよばれ、中心的産業は養蚕業であって、女性が中心的役割を担って今日の八王子の基礎を築いたという歴史をもっている。

八王子市は、1986年「八王子市婦人問題懇談会」を設置し、1989年にはじめての「女性のための八王子プラン」を策定した。1999年以降は「男女が共に生きるまち八王子プラン」と名称を変更し、以後改訂を重ねてきた。1999年には「男女共同参画都市」を宣言し、2003年に設置された「八王子市男女共同参画センター」は、プラン推進の中心的役割を担ってきた。

こうした積み重ねにもかかわらず、ジェンダーに基づく性差別は、意識や社会慣行のなかに依然として根強く残っており、いまだに貧困、暴力等多くの問題が生じており、市の男女共同参画施策のさらなる推進が求められている。すなわち、市、市民、教育関係者及び事業者とともに、全ての人が性別に関わりなく互いの人格を尊重しあい、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、かつ責任を分かち合う男女平等社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

八王子市は、ジェンダーギャップを縮小し、多様な性も認めあって、人権侵害や暴力のない社会、誰もがいきいきと暮らせる社会を次世代に繋いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の実現に関し、その基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別にかかわらず個人として対等に尊重され、一人ひとりに自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、互いに責任を分かち合う社会
- (2) 男女共同参画 男女平等社会の実現のために、男女が対等な立場で問題解決のために共同参画すること
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じていると見られる場合には、格差解消のために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること
- (4) ジェンダー及びジェンダー統計 ジェンダーとは、生物学的な性別とは区別して使われる、社会的、文化的に形成された性差のことであり、ジェンダー統計とは、この視点で男女間の不平等の状況を数量として把握するため、性別区分をもつ統計
- (5) 性別による差別的取扱い 性別を理由とする不合理な取扱い(直接差別)及び外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないもの(間接差別)
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある)
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる)
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害すること
- (9) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又はかつて配偶者関係にあった者に対する暴力的行為(身体的、精神的、経済的、性的その他の苦痛を与える行為をいう。)並びに当該暴力的行為に関連する子及び高齢者への虐待行為
- (10) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び

活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であること

- (1 1) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利
- (1 2) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力
- (1 3) 市民 性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向、性自認等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人
- (1 4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人及び団体
- (1 5) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体
- (1 6) その他の団体 前2号の規定による団体以外のすべての市内の団体

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女平等社会実現のための基本理念に基づいて促進されなければならない。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保される社会
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮される社会
- (3) すべての個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保される社会
- (4) 男女が、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会
- (5) すべての個人が、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等を受けることがない社会
- (6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等意識の形成に向けた取組が行われる社会

- (7) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができる社会
- (8) 男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下に行われる社会

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の実現のために、男女共同参画による総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たって、市民、教育関係者、事業者、その他の団体、他の市区町村、東京都及び国と相互に連携、協力及びその他必要な支援を図ることができるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、第3条の基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等及びその他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとする。
- 4 市民は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱いを助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女平等社会の実現に果たす教育の重要性を認識し、第3条の基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。
- 3 教育関係者は、男女平等に関する教育の一環としてメディア・リテラシーを養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めるものとする。
- 4 教育関係者は、リプロダクティブ・ヘルス及びセクシュアル・ライツを理解し、重んじる教育をするよう努めるものとする。

- 5 教育関係者は、性的指向及び性自認について理解を深め、偏見を持つことがない教育をするよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、男女平等社会の実現が事業活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、性別による差別的取扱い及び職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとする。
 - 4 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活等における活動との両立ができる環境の整備に努めるものとする。
 - 5 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとする。
 - 6 事業者は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱いを助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように努めるものとする。

(その他の団体の責務)

- 第8条 その他の団体は、男女平等社会の実現が団体活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 その他の団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 その他の団体は、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとする。
 - 4 その他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱いを助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように努めるものとする。

第2章 基本的計画等

(行動計画の策定)

- 第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、第4章記載の八王子市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合においても適用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、八王子市男女平等推進審議会に、市の施策に関し男女平等社会の実現の観点からの評価及び意見を聴き、その概要を公表するとともに、男女平等社会の実現の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し公表するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(男女平等の意識づくりに関する啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、教育関係者、事業者、その他の団体、市に勤務する職員等に対し、男女平等及び人権尊重の意識啓発のため必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、教育関係者、事業者、その他の団体、市に勤務する職員等に対し、メディア・リテラシーを身につけるための措置を講ずるものとする。

(家庭、地域、職場、学校等における暴力の根絶)

第12条 市は、ドメスティック・バイオレンス等及び地域、職場、学校その他あらゆる場所における身体的又は精神的暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

(個性及び能力が発揮される教育活動等の推進)

第13条 市は、学校教育その他生涯のあらゆる教育活動及び学習活動並びに保育の場において、男女が互いの人格を尊重し、ジェンダーにかかわらずその個性及び能力を十分に発揮できるような取組を促進するため、環境の整備を進めるとともに、その取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生涯を通じた男女の健康支援等)

第14条 市は、男女が生涯にわたり心身の健康を享受できるよう必要な措置

を講ずるものとする。

- 2 市は、男女が、互いの人格を尊重し、互いの性及び子を産み育てることについて、理解を深め、セクシュアル・ライツを享有することができるよう性教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、女性が妊娠及び出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性の生涯にわたるリプロダクティブ・ヘルスの保持及び増進を図るため、健康相談、医療の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第15条 市は、女性職員の募集、登用及び職域の拡大について総合的かつ計画的な取組を推進するものとする。

- 2 市は、市の職場において次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (1) 男女の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援するための措置
 - (2) セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害のない環境をつくるための措置
- 3 市は、附属機関その他の合議制の機関の委員その他の構成員の選任に当たっては男女双方の利益を損なわないよう配慮するものとする。

(刊行物及び情報等に対する措置)

第16条 市は、刊行物等の作成及び市民への情報提供に当たっては、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等その他性差別を助長する表現が行われないう必要な措置を講ずる。

(補助金の交付を受けた者に対する助言)

第17条 市は、市が支出する補助金の交付を受けた者に対し、その者の方針の立案及び決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の実現に関する取組状況について必要があると認めるときは、報告を求め、助言を行うことができる。

(調査研究、情報の収集及び分析)

第18条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、男女平等社会の実現に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のために、ジェンダー統計の整備及び作成するものとする。

(普及及び広報)

第19条 市は、市民、事業者及びその他の団体の男女平等社会についての理解を促進するために、必要な普及及び広報活動を行うものとする。

(拠点機能の整備等)

第20条 市は、男女共同参画施策を実施し、男女共同参画施策への取組を支援するための総合的な拠点施設として、八王子市男女共同参画センターを位置づけるものとする。

(推進体制)

第21条 市は、男女平等社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとする。

(防災施策における推進)

第22条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(設置)

第24条 男女平等社会実現に向けて、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、八王子市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、男女共同参画施策について調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることができる。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定その他男女平等社

会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- 3 審議会は、必要に応じて男女平等社会の実現に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 6人以内
- (2) 男女平等の推進に関して優れた見識を有する者 6人以内
- 2 委員の男女構成については、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第29条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第30条 審議会は、必要に応じて、関係機関、教育関係者、事業者、その他の団体及びその他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第31条 審議会は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

第5章 苦情の処理等

(苦情の申し出)

第32条 市民、教育関係者、事業者、及びその他の団体は、市が実施する男女共同参画施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、その他の男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができる。

2 苦情の申し出の窓口は、八王子市男女共同参画センターに置く。

3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関して必要な事項は、規則で定める。

(八王子市男女平等苦情処理委員)

第33条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、八王子市男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等問題について識見の高い者を、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言、是正の勧告又は提言を行うことができる。

5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べるることができる。

6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとする。

7 苦情処理委員は、自己の発意に基づき事案を取り上げて調査し、当該事案について市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善に関する提言を行うことができる。

8 苦情処理委員は、苦情処理又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、意見陳述、勧告又は提言をした場合は、その内容を公表することができる。

- 9 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。